

外国人観光客誘客促進事業の企画提案募集要領

山梨県では、海外からの誘客を強化し、観光客の増加を図るため、山梨県の観光資源を海外旅行者に対してPRします。宿泊等旅行に関する手配が可能なインターネットサイトで、「外国人1人街歩きマップ」「飲食店等メニュー翻訳」等を用いた山梨県の主要観光地のPRを行い、本県の知名度向上と海外からの誘客を促進するため、「外国人観光客誘客促進事業」を実施します。ついてはプロポーザル方式により平成27年度の委託先を選定することとし、「外国人観光客誘客促進事業」に関する提案を募集することとしました。

本要領はその募集・選定に関する手続きについて定めます。

1 業務の名称

外国人観光客誘客促進事業（以下「本件業務」という。）

2 業務の概要

（1）インターネットによる広報

詳細は別添「業務仕様書」による。

3 委託期間

委託契約締結の日から平成28年3月31日まで。

4 応募資格

- （1）月間訪問者数約50万件以上の訪日旅行者向け自社サイトを所有し、本件業務の類似業務について実績がある法人等であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないものであること。
- （3）本件業務の委託契約に支障がない体制が整えられていること。
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- （5）次の から までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは見積代理人として使用する者でないこと。

契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公

正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

契約の締結をすること又は契約者が契約の履行をすることを妨げた者。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。

正当な理由なく契約を履行しなかった者。

当県が実施した企画提案競争及び付属書類等に故意に虚偽の事実を記載した者。

- (6) 日本国内に営業所を有する者。今回の企画提案及び業務の遂行に当たっては、使用言語を日本語とし、これに対応できること。

5 提案書の提出

- (1) 日本工業規格A4判（横）を基本とする。

（一部の資料についてはA3判も折込みにて可）

- (2) 記載上の留意事項

提案書の差し替え及び再提出は、一切認めない。

なお、選定後においても提案書の記載内容の変更は、原則、認めない。

提案書に記載すべき事項は、極力具体的に示し、且つ、可能な限り簡素化することとし、「7.(2) 審査項目」と提案内容の関係が、明確に判断できるようにすること。

提案者が他の調査コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には提案書にその旨を記載すること。

提案書に盛り込む内容

- ・ 事業の内容に関する具体的な企画案
（項目、方法、人数、選定理由、見込まれる効果等）
- ・ 事業実施体制及び作業工程
- ・ 再委託等の有無及び予定
- ・ 法人の概要等
法人の概要（業務実施体制を含む）
担当者の氏名及び連絡先
国又は地方公共団体等における同様の受注業務実績
- ・ 見積（概算及び内訳）
提案された企画案実施のために必要な経費（消費税及び地方消費税

を含む)について、概算額(人件費、交通費、諸経費などの費目毎の内訳)を提示すること。なお、費用については日本国通貨とする。また、この契約の締結に要する費用及び契約代金その他の金銭の送金並びに受領に伴う費用は、委託業者の負担とする。

その他提出書類

- ・誓約書(別添様式により、受注決定後に提出すること)

(3) 提出の方法

持参又は郵送

(4) 提出期限

平成27年10月19日(月)午後5時必着

持参の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

(5) 提出部数

5部

6 事業上限額

委託料 2,000,000円以内(消費税及び地方消費税を含む)

当該金額は、企画提案のために提示する金額であり契約金額ではない。

7 審査・選定方法

(1) 審査・選定方法

審査員が提案の内容を総合的に審査し、最も優れた提案者を委託先候補者として選定する。また、当該入札においては、入札参加者が1名の場合も入札を中止せず、当該入札を執行する。

(2) 審査項目

別紙「提案書審査基準」による。

(3) 選定結果の通知

審査の結果は、選定後、提案書提出者に通知する。

8 説明会の開催

実施しない。

9 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に

限る。

- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (3) 企画競争に参加をする場合にあっては、念のため「業務名、社名、担当者名、連絡先電話番号、Eメールアドレス」を記載したメール、又は電話にて、企画競争参加の意向も担当まで連絡されたい。
- (4) このプロポーザルに関して質問がある提案希望者は、平成27年10月15日(木)午後5時までにファクシミリ若しくは電子メールで質問書を下記10の応募先(問い合わせ先)に提出すること(随時回答予定)。
- (5) 提出期限までに到達しなかった提案書は、いかなる理由をもっても選定されない。
- (6) 提出された提案書が全て選定するに至らない場合若しくは提案書の提出がなかった場合は、中止又はその他の方法によることがある。
- (7) 応募資格を有しない者の提案書は受理しない。また、記載内容に不備がある提案書等、不適切と判断される提案書は受理しないことがある。
- (8) 応募や審査等で、企画提案者から当県に提出された書類は返還しない。
- (9) 企画提案書が選定された法人等については、当県と協議の上、山梨県財務規則等の関係法令の規定に基づき委託契約を締結する。また、選定された提案書の内容については、協議の過程で変更・修正する場合がある。
- (10) 企画提案書が選定された法人等が、選定から契約締結の間に「4 応募資格」に掲げた資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、当県は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (11) 選定された場合には、当県の業務担当職員と密接な連絡・調整を行いながら事業を進めることとする。
- (12) 協議により当県より指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、当県は作業期間中いつでもその作業状況の報告を求められるものとする。
- (13) この契約の成立及び効力その他の一切の事項については、日本国の法令に準拠するものとし、管轄裁判所は当県の所在地を管轄する裁判所とする。
- (14) 受託業者は、事業終了後、当県に実績報告書を提出すること。

(15) 契約代金の支払は、日本国通貨によって行う。なお、受託業者の受領時におけるレートについて、当県は一切関知しない。

また、この契約の締結に要する費用及び契約代金その他の金銭の送金並びに受領に伴う費用は、委託業者の負担とする。

10 応募先（問い合わせ先）

山梨県 観光部 国際交流課 国際観光振興担当

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 別館2階

TEL：055-223-1620 FAX：055-223-1438

メール：kokusai@pref.yamanashi.lg.jp